

# 白岡市地域公共交通会議及び 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会委員名簿

(敬称略)

任期：平成25年5月21日～平成27年5月20日

	選出母体又は役職	氏名	委員区分	規定区分 第3条第2項
1	朝日自動車株式会社	高橋直樹	一般乗合旅客自動車運送事業	第1号
2	昭和タクシー有限会社	明野真久	者その他の一般旅客自動車運	
3	白岡タクシー株式会社	細井将司	送事業者	
4	一般社団法人 埼玉県バス協会	鶴岡洋	一般旅客自動車運送事業者が 組織する団体の代表	第2号
5	一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会	高原昭		
6	白岡市行政区長会	佐々木操	市民又は利用者の代表	第3号
7	白岡市行政区長会	市村春樹		
8	白岡市民生委員・ 児童委員協議会	折原茂幸		
9	白岡市社会福祉協議会	浅野悦子		
10	白岡市老人クラブ連合会	長谷川博		
11	国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局	野口政治	関東運輸局埼玉運輸支局長又 はその指名する者	第4号
12	朝日自動車労働組合	橋井公治	一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織 する団体の代表	第5号
13	埼玉県 企画財政部 交通政策課	浅見淳二	埼玉県企画財政部交通政策課 長又はその指名する者	第6号
14	埼玉県 杉戸県土整備事務所	斉藤正美	埼玉県杉戸県土整備事務所長 又はその指名する者	第7号
15	埼玉県 久喜警察署	神山邦夫	埼玉県久喜警察署長又はその 指名する者	第8号
16	東洋大学 総合情報学部教授	尾崎晴男	地域公共交通について優れた 識見を有する者	第9号
17	(株)メイワスカイサポート	中川幸廣		
18	白岡市副市長	秋葉清一郎	市長が指名する市職員	第10号
19	埼玉県 利根地域振興センター	柳政男	その他交通会議の運営上市長 が必要と認める者	第11号
20	白岡市商工会	菅原清孝		

# 白岡市地域公共交通会議及び白岡市地域公共交通確保維持改善協議会 会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白岡市地域公共交通会議設置要綱第10条及び白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約第18条の規定に基づき、当会議及び協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、20人とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手續及び会議傍聴券)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で自己の住所及び氏名を様式第1号の会議傍聴申込受付簿に記入し、会長に申し込まなければならない。

2 会長は、前項の申込みを受けたときは、会議開始時刻までに傍聴の可否を決定し、傍聴を許可した者に様式第2号の会議傍聴券を交付するものとする。

3 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、会議傍聴券を提示しなければならない。

4 会議傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - (6) 酒気を帯びていると認められる者
  - (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
  - 3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
  - 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 資料、文書等を配布しないこと。
- (7) 携帯電話の電源を切ること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をして

はならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの告示に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録の作成等)

第10条 会長は、次に掲げる事項を記載した様式第3号の会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過（議事の要旨）
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、会長又はこれに準ずる者が署名し、これを保管するものとする。

4 会議録は、会長又はこれに準ずる者が署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第11条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

(会議録等の公開方法等)

第12条 会議録及び会議資料の公開の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企画調整課内の所定の場所に会議録等の写しを備え付けて公開する方法
- (2) 市公式ホームページに掲載して公開する方法
- (3) その他会長が特に必要と認める方法

2 会議録は、当該会議録が確定した日以後、速やかに公開するものとする。

3 会議資料は、会議開催日以後、速やかに公開するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 5 月 2 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

会議傍聴申込受付簿

年 月 日

第 回白岡市地域公共交通会議及び  
白岡市地域公共交通確保維持改善協議会会議

開催日： 年 月 日

会 場：

番号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

（表）

# 会議傍聴券

第 号

白 岡 市

（裏）

## 傍聴人の守るべき事項

- 1 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) みだりに席を離れないこと。
  - (6) 資料、文書等を配布しないこと。
  - (7) 携帯電話の電源を切ること。
  - (8) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 退場の際は、この傍聴券を返還してください。

様式第3号（第10条関係）

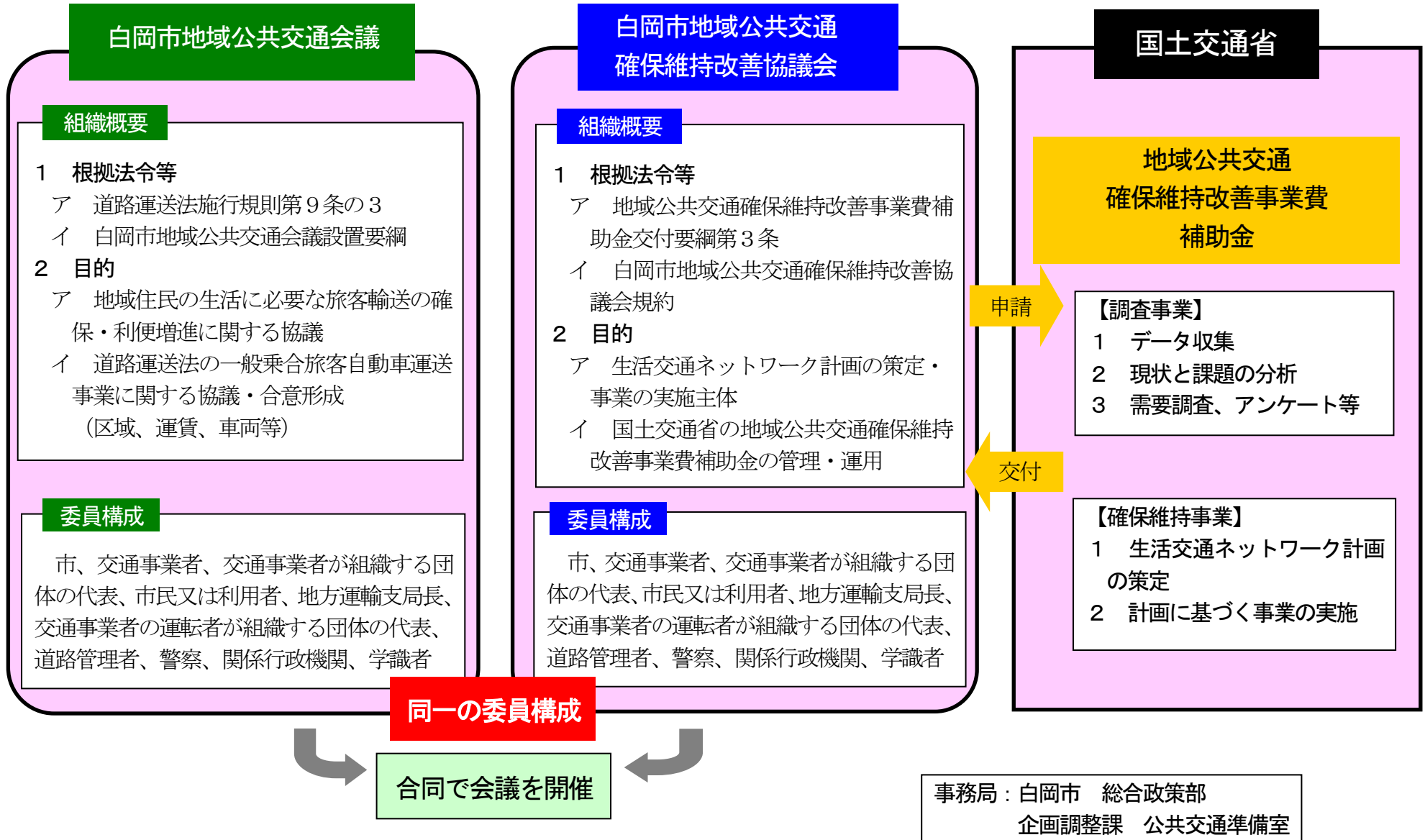
会 議 録

会議の名称	第 回白岡市地域公共交通会議及び 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会会議
開催日	年 月 日（ ）
開催時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで
開催場所	
会長の氏名	
出席者（出席 委員）の氏名・ 出席者数	人
欠席者（欠席 委員）の氏名・ 欠席者数	人
説明員の職・ 氏名	
事務局職員の 職・氏名	
その他会議出席 者の職・氏名	
会議次第	
配布資料	



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>議事の内容を末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	

# 「白岡市地域公共交通会議」及び「白岡市地域公共交通確保維持改善協議会」の役割について



# 白岡市地域公共交通会議設置要綱

【平成25年5月1日公布・施行】

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、白岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
- (7) 埼玉県杉戸県土整備事務所長又はその指名する者
- (8) 埼玉県久喜警察署長又はその指名する者
- (9) 地域公共交通について優れた識見を有する者
- (10) 市長が指名する市職員
- (11) その他交通会議の運営上市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ随時開催する。
- 2 会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。
  - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 4 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。ただし、代理の者は、会議ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
  - 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席要請等)

- 第7条 会長は、交通会議の所掌事項に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果)

- 第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

- 第9条 交通会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

- 第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## これまでの取組の経緯について

	取組事項	年月	内容
1	町内循環バス 運行事業	<p>事業開始 平成11年11月15日</p> <p>事業終了 平成19年3月31日</p> <p>※ 平成17年12月に策定した白岡町改革推進プログラムの徹底した歳出削減に向けた取組の「すべての事業の見直し」により、循環バスの利用状況、運行経費等を総合的に勘案して事業廃止に至った。</p>	<p>(1) 事業目的 町内公共交通網の充実及び高齢者、障害者等の外出支援対策の充実</p> <p>(2) 事業概要            ア 町役場、図書館、老人福祉センター、駅、医療機関等の公的施設及び町内各所（延べ91箇所の停留所）を中央コース、東部コース及び西部コースの3路線で循環運行            イ 運行日：月曜日～金曜日            ウ 運行時間：8:00～17:00            エ 料金：一人1回100円            （未就学児、身体障害者手帳所持者等は無料）            オ 車両及び便数            (ア) 中央コース            マイクロバス6便            (イ) 東部コース            マイクロバス6便            (ウ) 西部コース            大型バス4便</p> <p>(3) 利用状況（平成18年度）            ア 17,998人／年            イ 70.25／一日平均            ウ 4.39／一便平均</p> <p>(4) 運行業務委託料（平成18年度） 14,216,400円</p> <p>(5) 料金収入（平成18年度） 1,642,800円</p>

2	<p>地域公共交通に関する基礎調査事業</p>	<p>平成24年 6月～8月</p>	<p>(1) 調査方法</p> <p>ア 市民アンケート調査の実施 市内3,000世帯抽出 1,850世帯回答 回答率61.7%</p> <p>イ 公共施設等利用者ヒアリング調査の実施 市役所、埼玉りそな銀行、白岡郵便局及び白岡中央総合病院の利用者合計600人に聞き取り調査</p> <p>(2) 調査結果</p> <p>ア 買物、通院等の日常生活における移動について約3割の方が「不便を感じている」と回答。主な理由として、公共交通を利用したいがバス路線等が少ないことなどが挙げられた。</p> <p>イ 80歳以上の世代で「不便を感じている」との回答が4割を超えた。</p> <p>ウ 太田新井、彦兵衛、柴山、荒井新田及び下大崎の5地域で「不便を感じている」との回答が5割を超えた。</p> <p>エ 今後、充実の必要があるとされる「行き先」は、駅、市役所、医療機関の回答割合が高かった。</p> <p>オ 公共交通の充実を図る際、利用者は応分の負担をすべきとの回答の割合が比較的高かった。</p>
---	-------------------------	------------------------	--

<p>3</p>	<p>白岡市地域公共交通市民検討会議の答申</p>	<p>会議設置 平成24年9月26日</p> <p>答申 平成25年2月14日</p>	<p>(1) 会議 市長からの諮問「当市の現状・課題・ニーズを踏まえた高齢者等のいわゆる交通弱者の方に対する今後の公共交通施策の在り方について」を受けて、平成24年9月から平成25年2月まで設置された私的諮問機関 会長 佐々木操氏 (行政区長会会長) 副会長 堀富夫氏 (公募委員)</p> <p>(2) 答申要旨 市民の移動実態、交通ニーズを的確にとらえた上で、真にサービスを必要とする人に対し、限られた財源を有効に活用して持続可能な公共交通サービスを構築する旨の答申がなされた。 答申の要旨は、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者のいわゆる交通弱者の方を主な対象にして、事業対象者の交通需要に即した効率的で利便性の高いオンデマンド型の公共交通サービスを構築すべきとの提案がなされた。 なお、構築に当たっては、過去の町内循環バスの廃止の経緯等を踏まえて、コストを重視し、事業の効率性・有効性の費用対効果に配慮した将来に持続可能なサービスを構築するよう併せて提案がなされた。</p>
----------	---------------------------	---	---

4	白岡市における地域公共交通の今後の方向性	<p>策定・公表</p> <p>平成25年2月21日</p>	<p>市では、平成24年6月に実施した「地域公共交通に関する基礎調査結果」及び平成25年2月の「白岡市地域公共交通市民検討会議の答申」などを踏まえて、「白岡市における地域公共交通の今後の方向性」を策定・公表した。</p> <p>その要旨は、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者のいわゆる交通弱者の方を主な対象に、買物や通院等の日常生活における移動の利便性の向上を図る施策を講じることとした。</p> <p>具体的には、交通弱者の方の個別の需要に柔軟に対応できる（オンデマンド）効率的で利便性の高い公共交通サービスの構築に向けた検討を進めることとした。</p> <p>なお、検討に当たっては、市民、交通事業者、行政それぞれが「参画と協働」の理念に基づき、施策の有効性、効率性、採算性に配慮しながら、将来に持続可能なサービスの構築を目指すこととした。</p>
---	----------------------	--------------------------------	---



# 白岡市地域公共交通サービス〔デマンド交通〕構築スケジュール

	平成25年度												平成26年度												平成27年度																																																																																																																																		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																							
地域公共交通確保維持改善協議会	<b>デマンド交通に係る需要調査</b> ・交通弱者の輸送ニーズ等の実態把握 ・事業形態、費用負担等の在り方等												<b>実証運行準備</b> ・路線、区域、車両、運賃、運送事業者選定等												<b>実証運行・評価</b> ・路線、区域、車両、運賃等の検証												<b>本格運行</b>																																																																																																																						
													<b>本格運行準備</b> ・路線、区域、車両、運賃、運送事業者選定等												<b>利用者登録</b>																																																																																																																																		
	生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定 ・事業の目的・必要性、事業の定量的目標・効果 ・運行系統、運送予定者、費用負担、車両に係る事項 など												認定申請書の提出												生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の見直し												認定申請書の提出												生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の見直し																																																																																																										
	交通不便地域の地域指定申請書の提出																																																																																																																																																										
市議会対応	◎ 全員協議 ・今後の方向性・スケジュール ・地域公共交通会議設置 ・需要調査概要 ・デマンド交通概要												◎ 行政報告 ・地域公共交通会議設置 ・生活交通ネットワーク計画策定開始 ・需要調査開始												◎ 全員協議 ・地域公共交通会議協議状況 ・需要調査状況												◎ 行政報告 ・地域公共交通会議協議状況 ・需要調査結果												◎ 全員協議 ・生活交通ネットワーク計画策定結果 ・実証運行準備状況												◎ 行政報告 ・認定申請書提出 ・実証運行準備状況 ・利用者登録												◎ 全員協議 ・実証運行開始 ・本格運行準備状況 ・利用者登録状況												◎ 行政報告 ・実証運行状況 ・本格運行準備状況												◎ 行政報告 ・実証運行結果 ・本格運行開始												◎ 全員協議 ・本格運行状況												◎ 行政報告 ・本格運行状況																																		
予算対応													■ 平成26年度事業運営経費予算計上																								■ 平成27年度事業運営経費予算計上																								■ 平成28年度事業運営経費予算計上																																																																																														
広報・ホームページ	◇ 今後の方向性決定・スケジュール												◇ 地域公共交通会議設置 ・需要調査概要												◇ 地域公共交通会議設置 ・生活交通ネットワーク計画策定開始 ・需要調査開始												◇ 生活交通ネットワーク計画策定状況 ・需要調査結果												◇ 生活交通ネットワーク計画策定結果												◇ 認定申請書提出 ・実証運行準備 ・利用者登録												◇ 実証運行開始 ・本格運行準備 ・利用者登録												◇ 実証運行状況 ・本格運行準備												◇ 実証運行結果 ・本格運行開始												◇ 本格運行状況																																														

## 各会議の予定協議項目について

※会議開催日時及び会議事項は、現時点での予定です。

回	会議開催日時	会議事項	備考
1	平成25年 5月21日(火) 午前10時～	1 委嘱書及び任命書の交付 2 会議運営要領について 3 地域公共交通会議及び地域公共交通確保維持改善協議会の役割について 4 地域公共交通確保維持改善協議会の総会の開催 5 これまでの取組の経緯について 6 今後のスケジュール及び各会議の予定協議項目について	
2	6月18日(火) 午前10時～	1 事業の目的・必要性について 定量的な目標設定・効果の予測 2 運営主体について(市又は市以外) 3 利用対象者について 市内在住者又は通勤・通学者を含めるか 4 利用者登録について	
3	7月23日(火) 午前10時～	1 運行方式について ドア・ツー・ドア方式又は基本路線方式 2 運行エリアについて 市内又は市外の一部を含めるか 3 運行ダイヤについて	
4	8月20日(火) 午前10時～	1 運行曜日について 毎日、平日・土曜日、平日のみ 2 運行時間帯について 昼間時間帯又は朝夕時間帯を含めるか 3 予約期限について(当日又は前日まで)	
5	9月24日(火) 午前10時～	オペレーションシステムについて	
6	10月22日(火) 午前10時～	車両について 車両サイズ、台数	
7	11月19日(火) 午前10時～	1 運賃形態について 2 運賃水準について	
8	12月17日(火) 午前10時～	運行事業者について	
9	平成26年 1月21日(火) 午前10時～	まとめ 生活交通ネットワーク計画(案)検討	
10	2月18日(火) 午前10時～	まとめ 生活交通ネットワーク計画策定	